

参加できる事業の展開を予定しており、県と市町が協働して一層の徴収強化に努めることとしている。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(4)下水道施設の整備について</p> <p>本県の下水道の普及率(平成18年度末 82.2% 全国第7位)は、全国平均(70.5%)を上回っている。一方、滋賀県全体のこれまでの下水道建設総事業費は、1兆3,659億円(平成17年度末 県:5,018億円 市町:8,641億円)に達し、地方債残高は5,218億円(平成17年度末 県:576億円 市町:4,642億円)になっている。</p> <p>下水道建設事業の最盛期に比べ近年の事業費は減少傾向にあるとはいえ、ここ数年でも普及率を1%上げるのに、県・市町合わせて約180億円の建設費を要している。</p> <p>しかしながら、整備が完了した下水道への接続率は86.3%(平成18年度末)の現状であるので、供用開始した下水道の効用を一層高めるため、市町と連携し、接続率の向上に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部下水道課)</p> <p>整備が完了した下水道への接続率(水洗化率)は、各市町による水洗化改造費用に対する補助や普及員による普及啓発などにより、県全体で平成8年度末の75.9%から平成18年度末の86.3%へ、10年間で約10%の向上が図られている。</p> <p>県においても、接続率の向上は琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質改善のほか、下水道事業の経営基盤強化にも大きく関係することから、水洗化事業への財政的支援や、各市町との経営担当者会議、研修会の開催などにより助言を行っている。</p> <p>今後もより一層接続率の向上が図られるよう関係市町と連携しつつ、必要な支援、助言を行っていきたいと考えている。</p>

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(5)水草刈取事業について</p> <p>琵琶湖の水草については、平成6年の大渇水以降、琵琶湖全域で増加が著しく、夏期において広い範囲で繁茂するという状況になっている。このような水草の繁茂は、水草の腐敗による悪臭の発生、船舶の航行障害、琵琶湖の景観の阻害といった様々な弊害をもたらしている。</p> <p>このため、毎年度琵琶湖の水草の刈取事業を実施しているが、水草繁茂対策について試験研究機関等とも連携し、一層効果的な事業の実施に取り組まれない。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部自然環境保全課)</p> <p>琵琶湖特に南湖では、全体の約8割もの湖底で水草が繁茂している状況である。</p> <p>このため、平成19年度には、より効率的な事業の方法を検討するため、水草の除去手法のアイデア募集や国内外の事例収集を行ったが、抜本的な対策となる優れた手法は見あたらなかった。</p> <p>現時点では、今行っている刈取り時期や方法が最良なものと考えているが、今後、琵琶湖博物館などの研究機関の研究者の科学的助言も得ながら、より効果的な事業となるよう取り組む。</p>

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(6)介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成について</p> <p>介護現場においては、介護需要の高まりから介護従事者が着実に増加しているにもかかわらず、離職率が高く、労働移動が激しい業種となっている。</p> <p>現在、介護現場では、常態的に求人募集がされているものの、給与水準が低いことなどにより、必要な職員の確保が出来ず、慢性的な人手不足をきたしており、多様化、高度化</p>

し、増大していく介護ニーズに対応することが困難な状況となっている。

このため、安定的に質の高い介護サービスの維持・向上を図ることが必要であり、今後とも、介護人材の確保・育成に向けた支援を推進されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部健康福祉政策課)

介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成のために、当課においては次の取り組みについて実施検討した。

1 福祉人材育成推進協議会の開催

経営団体、職能団体、養成機関等の主体的な参加により福祉人材育成推進協議会を平成19年1月に設置し、人材確保や育成にかかる課題や対応策について、平成20年3月まで9回にわたり会議を開催し、検討した。

2 福祉人材就業支援事業の実施

平成19年9月補正で、潜在的な人材の掘り起こしのための人材確保強化特別対策事業を計上し、県内3地域で職場説明会、体験就業、研修を実施するとともに、生涯研修体系の整備やイメージアップ広報を実施した。平成20年度も福祉人材センターに委託し、県内3地域で職場説明会、体験就業等の実施を予定している。

3 地域福祉人材確保事業の実施

市町の主体的な人材確保事業を促進するため、市町が事業者等と連携して、人材募集、研修、啓発事業を実施する場合に対し、補助を平成20年度新たに行うこととした。

4 福祉人材センターへの運営支援

福祉人材センターに対し、無料職業紹介・相談事業の委託、研修事業による人材確保・育成への支援を引き続き助成するとともに、新たに、職場環境改善等の観点から人材確保対策としての法人、事業者向け専門相談事業の実施について委託していくこととしている。

(健康福祉部元気長寿福祉課)

介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成のために、当課においては次の取り組みについて実施検討した

1 介護報酬に関する提言

国で行われる介護報酬の改定にあたっては、介護職員等の適切な給与水準の確保が図られ、また介護職員等の人件費などに関する基本的な考え方を示されるよう、平成19年11月に近隣府県の知事と連名で国に対して提言を行った。

2 介護保険事業所管理者研修の実施

介護人材の確保・育成を支援するため、平成20年度に管理者を対象に労働環境の改善等についての研修を行うこととした。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(7)障害者の就労支援ネットワークについて

障害者の自立を支援していくためには、各地域で生活面と就労面を切れ目なく支える仕組みを構築するとともに、雇用と福祉の連携による多様な雇用・就労機会の確保を図っていくことが必要であり、本県では福祉・労働が協力して「働き・暮らし応援センター」を設置するなどの各種施策に取り組んでいるところである。

障害者の雇用・就労を一層促進するには、企業および働く障害者を総合的にバックアップする体制を整備する必要があるため、企業、福祉関係者、教育関係者および行政による障害者の就労支援ネットワークの組織化に向けて一層努力されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部障害者自立支援課・商工観光労働部労政能力開発課)

障害者の就労支援ネットワークについては、「滋賀県雇用推進プラン」(平成18年2月雇用推進行労使会議チャレンジしが策定)や「障害者福祉しがプラン」(平成19年3月策定)において、積極的にこの構築に向けて取り組むこととしている。

このため、障害者働き・暮らし応援センター等による各福祉圏域における障害者就労支

援ネットワークづくりの取り組みを支援し、また、企業、労働福祉、教育、医療等の関係者が連携して、障害者の雇用・就労を支援するネットワークの構築に向けて、そのあり方など関係団体等とともに検討・協議を進めており、早期に企業や福祉関係者と行政等の障害者雇用にかかる関係者が一体となって、障害者の就労支援ネットワークの組織化を図りたい。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
-----------	-------------

監査の意見

(8)商工会議所・商工会に対する補助金について

商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的に商工会議所および商工会が設置され、各種事業が実施されている。

商工会が行う地域振興への取組を支援するため、各種イベント事業への補助金が支出されているが、当該補助事業について補助事業実績報告額に精算過大な事例があったことから、今後は、各種補助事業の事業費および成果等の実績確認について、十分精査するなど、補助金交付事務の一層厳格な執行を期されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(商工観光労働部商業観光振興課)

今回の精算過大事案を受けて、補助事業の進捗状況や証憑確認の徹底、商工会連合会による商工会指導の抜本的な改善、補助金研修等による商工会指導を徹底することとし、補助事業者である商工会連合会に対して業務改善計画書の提出を求め、これに沿って指導を強化した。

なお、当該補助金については、過去5年間分の返還命令と平成18年度分の自主返還に加えて、平成19年度分は当該団体分を不執行とした。

補助金交付事務については、従来より事業実績や証拠書類の確認を徹底しているほか、補助事業者等に対しても再三研修を実施して意識改革を図っており、不適正事案の再発防止に努めている。今後とも、各種補助事業の事業費および成果等の実績確認の徹底等を図り、適正な執行に努める。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
-----------	-------------

監査の意見

(9)担い手の確保・育成について

農業従事者の高齢化などで、地域農業の継続や耕作放棄地の増加が懸念される中で、品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者や特定農業団体等の担い手の確保、担い手の経営基盤の充実強化が喫緊の課題である。

そのため、種々の取り組みをしているが、担い手への農地集積による効率的・安定的な経営の実現のため、農業協同組合等が担い手へ農地集積を進められるよう、なお一層働きかけを強められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部農政課)

担い手への農地集積のため農業協同組合等が取り組みを進めるには、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の資格を取得し、農地保有合理化事業を実施することが主要な方法となる。この事業を実施することにより、離農や規模縮小を希望する農家から、農地保有合理化法人が、農地を買入れまたは借入れて一時保有した後、担い手等へ売渡または貸付けることで、担い手への農地の集積を図ることになる。

現在、県内農業協同組合においては、全16法人中15法人が農地保有合理化事業を実施している。近畿府県内において、農業協同組合による農地保有合理化法人は23法人で、継続貸付面積が2,545haだが、うち県内の農業協同組合は15法人で、同面積1,806haを占めており、高い事業実績をあげている。

一方、滋賀県では、「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」において、担い手へ農地を集積する割合を、全農用地のうち7割とする目標を掲げているが、現在、約4割の集積という状況であり、一層の推進を必要としている。

農業協同組合を含めた農地保有合理化法人による事業推進を図るため、現在、県として

は以下の取り組みを進めている。今後も指導・援助に努め、担い手への農地集積の取り組みを一層推進していく。

- 1 県段階の農地保有合理化法人である(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金を通して、各市町の農地保有合理化法人への連携・指導の強化等を進めている。(補助事業・事業推進組織整備費等)
- 2 県においては、地域振興局や同基金とも連携して、各市町の農地保有合理化法人への訪問指導を実施している。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(10)琵琶湖環状線の利用促進について

平成18年10月に琵琶湖環状線(北陸本線・湖西線直流化)の開業に伴い、新快速電車の延伸、ダイヤ本数の増便、近江塩津駅での乗換環状運行の実現などにより湖北地域・湖西地域における鉄道交通の利便性・快適性が向上した。

本県においては、北陸本線等直流通工事促進事業負担金として平成15年度から平成18年度までの4年間にわたり約58億円という多額の県費を支出しているところであるので、当該事業の効果を最大限に発揮させるため、関係機関との連携を強化し、より集客力を高めるなどの利用促進策を実施するよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(土木交通部交通政策課)

琵琶湖環状線の開業により、地域間交流の促進と県土の均衡ある発展の要となる基盤ができた。そこで、さらに魅力的で利便性が高いものとするために、平成19年度において、①取組の拡充、②推進体制の整備を行い、引き続き継続的・重層的な利用促進策の展開を図ることとした。

まず、①取組の拡充については、利用客数の目標を設定して取り組む目標達成プログラムの対象駅を、これまでの「北陸本線坂田駅～湖西線近江中庄駅」から直流化関係市町の全駅に拡大し、地元駅の利用促進の展開を図ることとした他、全県的な琵琶湖環状線の利用促進策として、新たに鉄道を利用した琵琶湖一周などの小学生体験学習プログラムへの支援を行うとともに、京阪神向けに乗換環状ダイヤの利便性等のPRを行った。

なお、取組の成果については、乗車人員等の数量的なデータが揃った段階で評価・分析を行い、今後の取組内容に反映していく。

次に、②推進体制の整備については、より地域に密着し、まちづくりと一体となった事業展開ができるよう、地元市町を主体とした組織を新たに設置し、駅と観光地を結ぶ巡回バスの運行をはじめ、地元駅利用促進キャンペーン、駅前街頭啓発などを実施した。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(11)学校給食を通じた食育の推進について

食育基本法に基づき「滋賀県食育推進計画」が平成19年6月に策定され、食育の推進のために家庭、学校、保育所、地域等が中心に様々な場面で関係者が連携し、取り組むことが求められているところである。

とりわけ、子どもの食生活をめぐる課題が大きく取り上げられている中、県教育委員会においては、管理栄養士・栄養教諭の配置や学校給食に地場産物を活用することを推進するなどの取り組みをされているが、学校給食は子どもに健全な食習慣を身につけさせるなど重要な役割を果たすことから、市町教育委員会と連携を図りながら、なお一層、学校給食を通じた食育の推進に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(教育委員会事務局スポーツ健康課)

県では食に関する指導の中核を担う栄養教諭の配置を計画的に進めるとともに、管理職や関係職員を幅広く対象とした研修会の開催や指導参考資料の作成など、学校給食に止まらない教育活動全体を通じた食育の推進を図っている。

また、小学校における月に1回の「食育の日」の設置の推進や優秀な取り組みを行った